

## 中国会計・税務実務ニュースレター

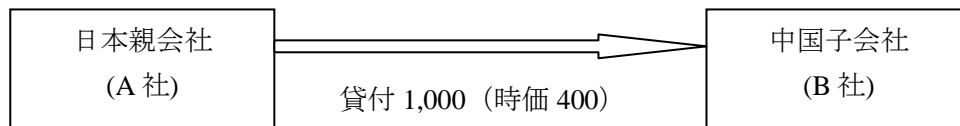
今回のテーマ： 中国の組織再編税制ーデッド・エクイティ・スワップ（DES）

中国子会社の資金調達方法として多いのは、日本の親会社からの借り入れです。日本の親会社が中国子会社から借入金の返済を受けられないため、借入金を中国子会社の資本に振り替える、いわゆるデッド・エクイティ・スワップ（以下、DESという）が多く行われています。

今回は中国子会社のDESに関する日本および中国の税務上のポイントについて説明します。

### DESの概要

日本親会社A社は、その中国子会社B社に1,000の貸付を行いました。B社から当該貸付金をB社持分に転換する要請を受け、DESを実行しました。DESを行う際、B社に財務的な困難が存在したため、貸付金の時価は400と評価されました。



### 税務上の処理

#### 1. A社～日本～

##### ◇ 原則

A社が貸付金を現物出資することにより取得するB社持分は、当該取得の時点における貸付金の時価をもって計上し、時価と帳簿価額との差額を損益として認識しなければなりません（法令119の1②）。

##### ◇ 特例

ただし、本件取引が我が国の法人税法上の適格現物出資に該当する場合、損益を認識せず、貸付金の帳簿価額をもって投資その他の資産に計上することができます（法法2の⑫の14）。しかし、被現物出資法人が外国法人の場合、出資資産は日本国内の不動産等、その他国内事業所に属する資産（保有割合25%以上の外国株式を除く）以外の資産でなければなりません（法令4の3⑨）。

#### 2. B社～中国～

##### ◇ 原則

中国においては、DESを行う債務者(中国企業)は当該DES取引を債務の弁済と資本の受入に分解し、次の算式により損益を認識することになります。

$$\text{債務者の認識する損益} = \text{債務の帳簿価額} - \text{債務の時価}$$

##### ◇ 特例

債務者に財務的な困難が存在するため、債権者が債務者との書面協議書または裁判所の判決書に従って、債務者の債務を資本に転換する場合、債務にかかる再編損益を認識せず、帳簿価額をもって資本の金額とします（財税[2009]59号通知、以下適格現物出資という）。

### 本件DESの場合

本件DESの場合、現物出資される貸付金はA社の日本事業所の資産であるため、我が国法人税法上の適格現物出資に該当しません。よって、A社はB社持分を時価400により計上し、貸付金の帳簿価額1,000との差額の600を損失として認識しなければなりません。

一方、B社の債務状態に困難が生じたため、中国の適格現物出資に該当します。よって、B社は借入金の帳簿価額をもって資本金とし、損益を認識しないことになります。

### お見逃しなく！

A社が損失計上した600について、当該DESが合理的な再建計画に基づき実行されたものに限って、債権譲渡損失として税務上損金算入が認められます（法基通9-4-2）。B社に合理的な再建計画があると認められない場合には、中国子会社に対する寄付金とされるリスクがあることに留意してください。